文京区告示第 195 号

文京区安全･安心まちづくり条例（平成１６年１２月文京区条例第３３号）第１７条に規定する安全･安心まちづくりに関する特定の施策を推進する地区（以下「推進地区」という。）の指定期間を更新したので、文京区安全・安心まちづくり条例施行規則（平成１７年３月文京区規則第４５号）第８条の２第３項の規定により告示する。

１　推進地区の名称

音羽五丁目町会地区

２　推進地区の範囲

音羽一丁目１３番、１５番、１９番及び２０番

３　指定期間

令和８年９月２９日から令和１１年９月２８日まで

４　指定内容

防犯対策を推進する地区

令和８年９月９日

文京区長　成澤廣修